○農林水産省告示第千七百四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、株式会社日本同位体分析研究所が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年八月五日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
神奈川県横浜市鶴見区小野町七十五番一リーディングベンチャープラザー号館	神奈川県横浜市鶴見区末広町一―一―四十横浜市産学共同研究センター

○農林水産省告示第千七百五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年八月三日　第六十七号
二　登録認定機関の名称及び住所
　社団法人岡山県畜産協会　岡山県岡山市北区磨屋町九番十八号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　地鶏肉
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　岡山県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　岡山県岡山市北区磨屋町九番十八号

○農林水産省告示第千七百六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年九月一日　第七十三号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人北農会　北海道札幌市中央区北三条西二丁目一番地
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　生産情報公表農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　北海道
(2)　認定を行う事業所の所在地
　北海道札幌市中央区北二条西二丁目三博ビル三階

○農林水産省告示第千七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　島根県雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　熊本県球磨郡水上村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、水上村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　水上村（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　菊池市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和五十八年七月二十五日農林水産省告示第千二百八十九号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和四十四年十二月九日農林省告示第千八百九十二号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十三号、昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百十五号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦